

○道路占用料の額新旧対照表

占有物件		単位	現行単価(円)	改訂単価(円) R3. 4. 1～	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	350	<u>420</u>	
	第2種電柱		540	<u>650</u>	
	第3種電柱		730	<u>880</u>	
	第1種電話柱		320	<u>380</u>	
	第2種電話柱		500	<u>610</u>	
	第3種電話柱		690	<u>830</u>	
	その他の柱類		32	<u>38</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3	<u>4</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		2	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310	<u>370</u>	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	190	<u>230</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年1年	630	<u>760</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270	<u>320</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960	960	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	630	<u>760</u>		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13	<u>16</u>	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		19	<u>23</u>	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		28	<u>34</u>	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		38	<u>45</u>	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		57	<u>68</u>	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		76	<u>91</u>	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		130	<u>160</u>	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		190	<u>230</u>	
	外径が1m以上のもの		380	<u>450</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			630	<u>760</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	480	480	
	地下に設ける通路		290	290	
	その他のもの		630	<u>760</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	10	10	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	96	96	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960	960
	標識		1本につき1年	500	<u>610</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10	10
		その他のもの	1本につき1月	96	96
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960	960
		その他のもの		480	480
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	96	96	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			63	<u>76</u>	